資料3

瑞浪市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、瑞浪市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、瑞浪市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 交通会議の会議に関すること
 - (2) 交通会議の資料作成に関すること
 - (3) 交通会議の庶務に関すること
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項 (職員等)
- 第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、瑞浪市経済環境部商工課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、瑞浪市の職員をもって充てる。

(専決事項)

- 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異 例又は重要と認められる事項についてはこの限りではない。
 - (1) 事務局の運営に関すること
 - (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること
 - (3) 物品及び現金の出納に関すること
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

- 第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編纂、保存その他文書に関 し必要な事項は、瑞浪市において定められている文書の取扱いの例による。 (公印の取扱い)
- 第6条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等は、瑞浪市において定められている公 印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は 会長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年 月 日から施行する。

別表(第6条)

名称	様式	寸法 (ミリメートル)	書体	保管者	個数	用途
瑞浪市地域 公共交通会 議会長の印	会 英通 公 市	方 23	古印体	事務局	1	公文書用